

内閣参質二一九第四一号

令和七年十一月二十八日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員青木愛君提出オスプレイを含めた防衛装備品のプロジェクト管理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員青木愛君提出オスプレイを含めた防衛装備品のプロジェクト管理に関する質問に対する答

弁書

一について

装備品等のプロジェクト管理に関する訓令（平成二十七年防衛省訓令第三十六号。以下「訓令」という。）第二条第十二号に規定する取得プログラム（以下「取得プログラム」という。）の中止については、訓令第十七条において、「防衛大臣は、前条に規定する取得戦略計画の見直しの内容によって取得プログラムの目的を果たすことが不可能になる場合のほか、防衛力の整備における事情の変更その他の理由により、当該取得プログラムを中止することが適当と認めるときは、その中止を命ずることとする」とされているほか、「取得戦略計画の見直し等について」（平成二十八年四月八日付け装普事第五千四百二十八号防衛装備庁長官通達別紙）において、「訓令第十七条に規定する取得プログラムを中止することが適当と認めるか否かについての防衛大臣の判断に資するため、防衛力の整備の観点からの重要性及び優先順位並びに代替案の有無等を考慮し、防衛政策局長、整備計画局長及び関係のある各幕僚長等と調整を行い、取得プログラムの継続の必要性について検討する」ものとされており、これらに従って適正に判断し

た上で、取得プログラムに関係する予算案にその判断の結果を反映し、国会に提出しているところである。

二の1について

お尋ねの「米国企業への年間百四十億ドル規模の支出」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二の2の(1)の前段について

お尋ねについては、「国家安全保障戦略」（令和四年十二月十六日閣議決定）及び「国家防衛戦略」（令和四年十二月十六日閣議決定）を念頭に述べたものである。

二の2の(1)の後段について

お尋ねについては、「防衛力整備計画」（令和四年十二月十六日閣議決定）等に基づく防衛装備品の購入に係る期間を意味するものであり、令和八年度予算編成過程における検討を踏まえる必要もあることから、具体的にお答えすることは困難である。

二の2の(2)及び(3)について

お尋ねの「五年間の購入」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「合衆国の関税措置に関する日米協議」における「説明」については、令和七年八月四日の衆議院予算委員会において、石破内閣総理大臣（当時）が「合衆国の関税措置に関する日米協議の中で、我々として既に決定しております防衛力整備計画などに基づく当面の防衛装備品の購入に係ります考え方について、我々は説明をいたしましたのでございます。」と答弁したとおりである。これ以上の協議の詳細を明らかにすることは、相手国との関係もあり、差し控えたい。

二の3について

令和七年十月二十八日に開催された日米首脳会談及び同月二十九日に開催された日米防衛相会談について、これらの会談の詳細を明らかにすることは、相手国との関係もあり、差し控えたい。